

第3編

学校における固定遊具の 事故防止のための留意点

第3編 学校における固定遊具の事故防止のための留意点

第1章 安全指導と安全管理の意義と重要性

I 遊びと遊具

子どもは、遊びを通じて自らの限界に挑戦し、身体的、精神的、社会的な面などが成長するものであり、集団の遊びの中での自分の役割を確認するなどのほか、遊びを通じて、自らの創造性や主体性を向上させてゆくものと考えられる。また、遊具は、多様な遊びの機会を提供し、子どもの遊びを促進させるものである。

II リスクとハザード

子どもは、遊びを通じて冒険や挑戦をし、心身の能力を高めていくものであり、それは遊びの価値のひとつであるが、冒険や挑戦には危険性も内在している。遊具の安全を考慮する際には、子どもの遊びに内在する危険性が遊びの価値のひとつであるという認識に立ち、事故を未然に回避する能力を育むような危険性、あるいは子どもが判断可能な危険性であるリスクと、事故につながる危険性、あるいは子どもが判断不可能な危険性であるハザードとを区分して、リスクは適切に管理し、ハザードを除去するように努める。

また、リスクとハザードの境界は、小学校等の状況や子どもの発育発達段階によって異なり、一様でない。小学校等の遊具施設は、幅広い年齢層の子どもが利用するものであり、遊具の設置や管理に際しては、小学校等の状況を勘案する必要がある。

遊具に関するハザードには、物的な要因と人的な要因がある。遊具の事故予防のためには、物的要因によるハザードを除去するとともに、人的要因によるハザードも考慮しなければならない。

III 物的ハザード

物的ハザードとは、遊具の計画・施工・点検・修繕の不備などによる危険性で次のような原因により発生する。

- ・ 不適切な配置（動線の交差、幼児用遊具と児童用遊具の混在など）
- ・ 遊具および設置面の不備（高低差、隙間、突起、設置面の凸凹、基礎部分の不適切な露出など）
- ・ 不十分な維持管理の状態（腐食、摩耗、劣化、ネジの緩みの放置など）

IV 人的ハザード

人的ハザードとは子どもの不適切な行動や利用形態による危険性で、次のような原因で発生するものである。

- ・ 不適切な行動（ふざけて押す、突き飛ばす）
- ・ 遊具の不適切な利用（過度の集中利用、利用制限がある遊具の制限を超えた利用など）
- ・ 年齢、能力に適合しない遊具で遊ぶ（幼児が単独で児童用遊具で遊ぶなど）
- ・ 不適切な服装や持ち物を持った状態で遊ぶ（絡まりやすい紐のついた衣服やマフラー、脱げやすい靴、肩掛けカバン、ランドセルを着用している状態など）

以上のとおりであるが、事故の防止にはそれぞれの原因に応じて、科学的合理的対策として①施設・設備の改善強化、②教育・指導・訓練の実施、③対応マニュアルの制定、危険箇所の抽出及び防止対策、④事故災害事例の共有及び模範的対策の共有、⑤学校環境の改

善、地域との連携 などに取り組む必要がある。

V 学校における遊具の設置

小学校における遊具を含めた施設・設備の設置については小学校設置基準（平成 14 年 3 月 29 日文部科学省令第 14 号）があり、この中で「小学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。」との規定があり、これを受けて小学校施設整備指針では「（第 6 章 屋外計画 第 2 屋外施設）…（4）固定施設等は、児童の発達段階、利用状況等に応じ、必要な種類、数等を検討し、十分な安全性及び耐久性を備えた仕様のもので選定することが重要である。（5）固定施設等については定期的に安全点検を行い、破損箇所の補修を行う等日常的な維持管理を行うことが重要である。（6）固定施設等は、十分な動作空間を確保し、陸上運動やゲーム、ボール運動などの実施に支障とならないよう周辺部等にまとめて配置することが重要である。」としている。

また、指針の低学年用屋外運動場の部分では「…（5）固定施設等は、児童の発達段階、利用状況等に応じ、十分安全であるとともに、運動技能の向上につながるよう計画することが望ましい。（6）揺れ、回転、滑降等を伴う固定施設等の設置については、安全性確保の観点から慎重に対処することが望ましい。」と規定している。

幼稚園の遊具を含めた施設・設備の設置については、幼稚園設置基準（昭和 31 年 12 月 13 日文部省令第 32 号）において、同様に「幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。」と規定し、これを受けて幼稚園施設整備指針では「（第 4 章 園庭計画 第 3 遊具）（1）固定遊具は、自然の樹木や地形の起伏等を遊具として活用することも考慮しつつ、幼児数や幼児期の発達段階、必要性、安全性、耐久性、利用頻度、衛生面等を十分勘案してその数、種類、規模、設置位置等を計画することが重要である。（2）固定遊具、稼動遊具ともに定期的に安全点検を行い、破損箇所の補修を行う等日常的な維持管理を行うことが重要である。とりわけ、揺れ、回転、滑降等を伴う遊具の設置については、安全性確保の観点から慎重に対処することが望ましい。（3）固定遊具の支柱の基礎部分及び遊具の周りは、幼児の安全に配慮した仕上げ、構造等とすることが重要である。（4）幼児の興味や遊びの変化等に応じて、遊具を再配置できるように、可動遊具や組立遊具を安全性に留意して導入することも有効である。」としている。

VI 遊具と安全教育

学校教育における安全教育の目標としては次の三つが挙げられる。

- ① 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- ② 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようにする。
- ③ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

以上のように、学校教育における安全教育は「安全のきまりや安全な行動のしかたの理解」、「危険を予測し安全を見通す判断力」、「安全な行動の持続能力」、「他人や社会の安全に役

立つ態度や能力」を育成することを目標とする。

遊具での児童の事故防止対策として、利用者である児童を対象にした安全教育が重要であるが、乳幼児の事故防止には教師や保育者が危険を取り除いたり、危険に近づくことを制止することが基本であり、言葉や状況の理解力に合わせて、安全に関する知識、安全に行動できるようにすること、安全に係わる態度などを身につけられるように教育・しつけを行うことが必要である。

また、年長幼児や小学生を対象にした遊具の安全に関する教育方法として、遊具を設置した遊び場で安全教育を展開することが考えられ、児童が利用する遊び場・遊具の安全を自らチェックできる判断力、ハザードを発見した場合に教師や施設管理者に連絡したり、遊具の使用を避ける・仲間に教えるなどの行動力を育てるための具体的な実践の展開が望まれる。

Ⅶ 学校での安全点検と事後処置

安全点検については、学校保健安全法第 27 条で「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」と規定され、これを受けて同法施行規則第 28 条で「法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。」と定められている。

遊具の安全点検については、遊具そのものの性能確保に関する点検・修理を行うにとどまらず、児童にとって安全で楽しい遊び場であるという視点を持って行うことが必要である。遊具の構造や劣化などを要因とする物的ハザードの発見・除去を中心に確実な安全点検を行うとともに、維持管理の履歴を記録・保管する。

安全点検には初期点検、日常点検、定期点検があり、小学校等が通常行う点検は日常点検、定期点検であるが、学校においては保護者等がボランティアで遊具を設置したり、卒業の記念に遊具を設置する例などがあり、この際には初期点検も重要になる。この場合、小学校等は遊具の安全基準に精通した専門家の協力を得て点検を行うなど、遊具の設置には慎重に対処する必要がある。

日常点検は、小学校等が主として目視、触診、聴診などにより、施設の変形や異常の有無を調べる点検であり、構造部材についてはぐらつきや、腐食、腐朽が進みやすい基礎部分の状態などに、また、消耗部材については、部材の脱落・消失、破損がないか、摩耗の有無、度合いなどに、着眼して行う（＜日常点検の着眼点＞参照）。

変形及び異常を発見した場合には、直ちに遊具の一部又は全部の使用中止の措置を講ずるとともに、必要に応じて遊具の構造や点検に関する専門的な知見、技能を有する専門技術者による点検を行う。

<日常点検の着眼点>

- ・変形：ゆがみ、たわみ
- ・部分の異常：金具、締め具の変形やゆるみ、詰め物の脱落
- ・部材の異常：ひび、破損、錆、腐食・腐朽、経年による劣化、塗料の剥離
- ・遊具の異常：動かない、きしみ、揺れ、摩耗、傾き
- ・欠損・消失：手すりや踏み板などの部材の欠損・消失、金具や締め具などの消失
- ・周囲の異常：地面の凸凹、危険物の散乱、砂場などの衛生状態、不適切な基礎部分の露出、有害な害虫

また、定期点検とは、学校管理者が、必要に応じて専門技術者と協力して、一定期間ごとに行う日常点検より詳細な点検のことである。定期点検については、構造部材、消耗部材についてより詳細、入念な点検を行う。特に構造部材がぐらついておらず安定した状態であるか、埋設した基礎部分、回転ジャンクルジムの軸受け部分など、通常外観から確認できない重要な部材について、テストハンマーを用いた打診による異常の察知などにより、次の定期点検までの安全が確保できる状態であるかなどに着眼し、確認する必要がある。

いずれにしても、安全点検において変形及び異常を発見した場合には、直ちに遊具の一部又は全体の使用中止の措置を講じ、必要に応じて遊具の構造や詳細な点検に関する専門的な知見、技能を有する専門技術者による点検を行うことが必要である。

なお、遊具別の具体的な点検のポイントについては、「本編 第2章 II 点検・管理（遊具別）」(P78)に掲載する。